

労働環境報告書 (元請事業者用)

令和 年 月 日

群馬県知事あて

所在地
事業者名称
代表者氏名

公契約の名称	
契約相手方 (県の発注所属)	
契約期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

区分	項 目	回 答
労働条件	(1) 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、始業時間、就業時間、時間外労働の有無等その他の労働条件を文書で明示していますか。 (根拠法令) 労働基準法第 15 条 (労働条件の明示)	☐ はい ☐ いいえ
	(2) 就業規則を作成し、適正な方法で周知していますか。 また、事業場単位で労働者が 10 人以上いる場合は労働基準監督署に届出されていますか。 (根拠法令) 労働基準法第 89 条 (作成及び届出の義務)	☐ はい ☐ いいえ ☐ 対象外
	(3) 36 協定が労働基準監督署に届出されていますか。また、36 協定を含め労使協定の締結・運用は適正ですか。 (根拠法令) 労働基準法第 36 条 (時間外及び休日の労働)	☐ はい ☐ いいえ
	(4) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を備え付けていますか。 (根拠法令) 労働基準法第 107 条 (労働者名簿)、第 108 条 (賃金台帳)、第 109 条 (記録の保存)	☐ はい ☐ いいえ
労働時間	(5) 労働者が働いた実際の労働時間を適正に把握し、記録していますか。 (根拠法令) 労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3 労働安全衛生規則第 52 条の 7 の 3 (法第 66 条の 8 の 3 の厚生労働省令で定める方法等)	☐ はい ☐ いいえ
	(6) 有給休暇・休日を適切に付与していますか。 (根拠法令) 労働基準法第 35 条 (休日)、労働基準法第 39 条 (年次有給休暇)	☐ はい ☐ いいえ
賃金	(7) 時間外、休日等に労働させた場合、適正な割増賃金を支払っていますか。 (根拠法令) 労働基準法第 37 条 (時間外、休日及び深夜の割増賃金)	☐ はい ☐ いいえ
	(8) 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月 1 回以上、一定期日を定めて支払っていますか。 (根拠法令) 労働基準法第 24 条 (賃金の支払)	☐ はい ☐ いいえ
	(9) 当該契約に従事する従業員で最も低い労働時間単価はいくらですか。 (根拠法令) 最低賃金法第 4 条 (最低賃金の効力)	時間額 _____ 円
安全衛生	(10) 事業主は労働者に対して安全配慮義務がありますが、安全衛生管理体制は、適正に整備、運用していますか。 (根拠法令) 労働契約法第 5 条 (労働者の安全への配慮)、 労働安全衛生法第 10 条から第 19 条の 3 (第三章労働衛生管理体制)	☐ はい ☐ いいえ
	(11) 労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施していますか。 (根拠法令) 労働安全衛生法第 66 条 (健康診断)	☐ はい ☐ いいえ
各種保険	(12) 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続きを適正に行っていますか。 (根拠法令) 労働者災害補償保険法第 3 条、雇用保険法第 5 条 (適用事業) 第 1 項、健康保険法第 3 条 (定義)、厚生年金法第 9 条 (被保険者)	☐ はい ☐ いいえ

(裏面へ続く)

「いいえ」に✓をつけた場合は設問番号とその理由を記入してください。

設問番号	理 由

報告責任者及び担当者

- ・ 報告責任者 (電話番号)
- ・ 担 当 者 (電話番号)

労働環境報告書の記載方法

- 1 回答欄のいずれかの□にレ点を付してください。
- 2 確認の結果、聞き取り調査を行う場合があります。
- 3 最も低い労働単価・・・労働賃金単価を1時間あたりで計算し、その額を記入してください。

【最低賃金の計算方法】

- 1 時間給の場合 → 時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 2 日給の場合 → 日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- 3 月給の場合 → 月給 $\div$ 1か月の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）

○ 1～3の組み合わせの場合

→ 例えば基本給が時間給制で各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記の1,3の式により時間額を換算し、それらを合計したものを最低賃金額（時間額）と比較します。

（注）最低賃金の計算に含めないもの

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当